

介護用品助成事業のご案内

(介護用品券・紙おむつ券)

富良野市では、在宅の要援護高齢者またはその介護者に対し、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続と向上を目的として、介護用品の購入を助成しています。

対象となる方

富良野市の住民基本台帳に登録されている在宅の高齢者で、以下の①・②に該当する方、またはその介護者が対象になります。

① 要介護4、5の認定を受けた方

② 要支援・要介護1～3の認定を受け、失禁のため毎日紙おむつ等を使用している方

※老人福祉施設・介護施設等に入所中、病院に入院中の方は対象になりません。

助成内容

対象となる要援護高齢者の申請日時における介護保険料段階区分、または世帯の課税状況により助成額を決定し、購入助成券を交付します。

支給券区分	支給対象者	対象者の世帯の課税区分	助成額（年額）
介護用品券	対象となる方①	介護保険料第1段階～第3段階 または市民税非課税	90,000円
		介護保険料第4段階以上 または市民税課税	42,000円
紙おむつ券	対象となる方②	介護保険料第1段階～第3段階 または市民税非課税	30,000円
		介護保険料第4段階以上 または市民税課税	12,000円

※購入助成券は、4月から翌年3月分までの12か月分を交付します。

5月以降に申請を行った方は、申請月から3月分までの期間について助成します。

(助成額は、「申請月から3月までの月数」×「年額を12で割った額」とします。)

※紙おむつ助成券の交付後に、要介護度の変更により介護用品券助成の対象となった場合は、再度申請を行うことで介護用品券を支給します。(支給済の紙おむつ券助成額を差し引いた額)

申請方法

申請書に必要事項を記入し、**高齢者福祉課（富良野市複合庁舎2階）、山部支所、東山支所**に提出してください。申請は代理の方でも可能です。

※申請書には必ず**署名捺印**をお願いします。捺印が無い場合は申請書を受理できません。

※介護保険第2号被保険者の方（40歳～64歳までの方）は、世帯の課税状況が確認できる書類（課税証明書等）を添付して申請ください。

※申請書受理後、当課で確認できない事項について、証明できる書類等を求める場合があります。

交付方法

支給要件等を確認後、決定通知書をご自宅に送付します。

送付されましたら、**決定通知書と印鑑**をご持参のうえ、高齢者福祉課または支所で助成券をお受け取りください。受取は代理の方でも可能です。

ご持参が難しい場合は、高齢者福祉課（電話：39-2255）までご連絡ください。

介護用品助成券使用可能店舗

- ・助成券の使用は富良野市内に限ります。
- ・市内の薬局・薬店・ドラッグストアで使用できます。
- ・介護以外にも使用する日常生活用品は、購入の対象となりません。
(例：ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、洗剤、ごみ袋など)

介護用品購入助成券使用可能物品一覧

介護用品券

食事に 関するもの	・とろみ剤 ・エプロン ・ストロー付きカップ ・食器滑り止めシート ・食事用自助具（箸・スプーン・フォーク 等）
入浴・保清に 関するもの	・ドライシャンプー ・シャンプーハット ・清拭剤 ・介護用爪切り ・ガーゼ ・脱脂綿 ・清浄綿 ・体拭きティッシュ ・衝撃吸収滑り止めマット（入浴用・居室用） ・口腔ケア用品（専用の綿棒・専用ティッシュ・専用ガーゼ・専用ブラシ 等）
排泄・ ベッド回りに 関するもの	・紙おむつ ・紙パンツ ・失禁パンツ ・尿とりパット ・おむつカバー ・ミトン ・お尻拭き ・尿瓶 ・ポータブルトイレ用消臭剤 ・介護用手袋 ・安楽便器 ・体交用・褥瘡防止クッション ・防水シート ・サイドテーブル ・介護寝巻 ・介護用前開きの下着（シャツ・ズボン下 等）
移動に 関するもの	・リハビリシューズ ・車椅子用クッション ・車椅子用テーブル ・ヘッドガード ・離床センサー関係
その他	・薬整理用ケース ・薬整理用カレンダー ・オブラート ・消毒液（手指消毒用アルコール 等）

※その他、上記に準ずるもの（名称が異なるが同様の利用目的で販売されているもの）

紙おむつ券

・紙おむつ ・紙パンツ ・失禁パンツ ・おむつカバー ・尿とりパット（※） ・お尻拭き

※尿とりパットにはナプキンサイズの少量用の尿漏れパットも含まれますが、生理用ナプキンは含まれません。

【お問い合わせ先】

富良野市保健福祉部高齢者福祉課介護予防係
富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階
電話 0167-39-2255